

事務連絡
令和4年10月24日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

職場における積極的な検査等の実施につきましては、事業者の取組状況を把握することを目的として、令和3年7月6日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」により、当面の間、事業者が抗原定性検査キットを購入する場合、購入個数について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告することとしておりました。

他方、ハイリスク施設※等以外の事業所においては保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められなくなったこと、抗原定性検査キットがOTC化されたこと、自宅で速やかな療養開始を希望する場合は抗原定性検査キットでセルフチェックすることが可能となったなど、新型コロナウイルス感染症対策のあり方が変化したことから、当該事務連絡を廃止し、令和4年11月末をもってオンラインによる報告用フォームの運用を終了することについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

※ハイリスク施設…高齢者・障害児者施設、医療機関

【別添資料】

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「『職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）』の廃止について」